

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

直方市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県直方市長

公表日

令和3年4月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・生活保護法(以下法という)第19条又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の実施・法第24条による申請の受理、審査・法第25条による保護の開始、変更・法第26条による保護の停止、廃止・法第55条の4による就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答・法第63条による保護に要する費用の返還・法第77条、78条による徴収金の徴収
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 統合宛名管理・情報連携インターフェースシステム 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表1項番15
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法別表2及び19条第15項・直方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表2(条例別表第二における情報提供の根拠) (法別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護」が含まれる項(9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,118の項) (法別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に生活保護関係が含まれる項(26の項) (条例別表第二における情報照会の根拠)・(4の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保護・援護課 庶務係
②所属長の役職名	保護・援護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 総合政策部 総務課 総務法制係 電話0949(25)2222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 市民部 保護・援護課 庶務係 電話0949(25)2132

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

变更箇所